

## 【一部事務組合について】

Q 大阪府、特別区、特別区の一部事務組合ができるため、二重行政どころか三重行政になったり、窓口がわかりにくくなったりするのではないか。

A

- ・ 特別区の設置に当たっては、大阪全体の成長、都市の発展、安心・安全に関わる事務は大阪府、住民に身近な事務は特別区と、役割分担をより明確にしています。
- ・ また、特別区の事務のうち、専門性、公平性・効率性の確保が特に必要なものについて、一部事務組合で共同実施することとしています。
- ・ したがって、大阪府と特別区、一部事務組合で役割が重なり合うことはなく、「三重行政」になるということはありません。
- ・ なお、現在の区役所等の窓口サービスについては、特別区設置後も現在の区役所及び出張所（＝特別区の本庁舎又は支所等）で引き続き行うこととしています。

Q 一部事務組合はどのような事務を処理するのか。また、処理する事務数はどれくらいになるのか。予算 6,400 億円の一部事務組合は大き過ぎはしないか。これは将来ずっと存続するのか。一部事務組合の数が、特別区設置後に増加する可能性はあるのか。乱立すると税金の負担増が考えられるのでは。

A

- ・ 一部事務組合では、特別区の事務のうち、専門性、公平性・効率性の確保が特に必要なものを共同実施することとしています。
- ・ 具体的には、国民健康保険事業（約 3,315 億円）、介護保険事業（約 2,010 億円）、水道事業・工業用水道事業（約 891 億円）、システム管理・施設管理・財産管理（約 209 億円）に関わる約 120 の事務を、一つの一部事務組合で担うこととしています。なお、事業費では約 6,425 億円規模、事務数では特別区の事務の約 7%となっています。
- ・ 国民健康保険については、現在、都道府県に財政運営を一元化するという法案が国会で審議されています。この法案が通ると、平成 30 年 4 月から、国民健康保険事業は大阪府が運営の中心的役割を担うこととなります。また、水道事業・工業用水道事業については、民営化に向けた取組を進めているところです。

Q 一部事務組合の仕組みはどのようなものか（議会、責任の所在など）。住民の意見は反映できるのか。

執務場所はどこで、財源の負担はどうなるのか。

A

- ・ 法律に基づく地方自治体の一つで、特別区とは別の自治体になります。

- ・ 特別区長の中から一部事務組合の事務執行の管理者が選ばれるとともに、議会も設置されます。議員の選出方法については、一般的には、区議会議員の中から選ばれます。
- ・ 住民の意見については、一部事務組合の構成メンバーである各特別区（区長、区議会議員）を通じて反映されます。
- ・ 執務場所は現在の大阪市役所を使用することとしており、各特別区からの負担金や一部事務組合の管理する施設の使用料などを財源として運営します。

Q 介護保険事業は一部事務組合に移るが、介護保険事業計画は各特別区で策定されると思う。大阪府下において財政状況などからサービス量の市町村格差がある。特別区ごとの格差が生まれるのではないかと。大阪市は他の市町村に劣らないレベルを維持しているが、特別区になっても住民は安心できるのか。

A

- ・ 介護保険事業計画を含む介護保険事業は、一部事務組合が担うこととなりますので、サービス水準等に格差が生じることはありません。

Q 都構想反対の党のHPで「保険は一部事務組合に入るので各区で保険料の減免、助成などができなくなる」とあった。医療は住民ニーズに関わるのに、各区の管轄にならないのか。母子、ひとり親、老人助成等すべて一律になるのか。

A

- ・ 国民健康保険、介護保険については、特別区間で保険料のばらつきがでないよう、一部事務組合の事業としています。特別区の設置により保険料が高くなるわけではありません。
- ・ それ以外の福祉や医療に関する事務、例えばひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の支援や高齢者福祉の事務は特別区で行います。

Q システム管理をする一部事務組合を設立するということが、システムに区の独自性は不要なので、大阪府にシステム管理を委託するのが効率的ではないか。

A

- ・ 特別区のシステムは、現在の市のシステムを改修し共通利用することとしており、これまでのノウハウを活かした効率的な運用を行うため、一部事務組合でシステム管理することとしております。